

令和4年第8回

荒川区教育委員会定例会

令和4年4月22日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

令和4年荒川区教育委員会第8回定例会

- | | | |
|--------|--|--|
| 1 日 時 | 令和4年4月22日 | 午後1時30分 |
| 2 場 所 | 特別会議室 | |
| 3 出席委員 | 教 育 長
教育長職務代理者
委 員
委 員
委 員 | 高 梨 博 和
長 島 啓 記
坂 田 一 郎
小 林 敦 子
繁 田 雅 弘 |
| 4 出席職員 | 教 育 部 長
教育総務課長
教育施設課長
学 務 課 長
指 導 室 長
教育センター所長
生涯学習課長
書 記
書 記
書 記 | 三 枝 直 樹
山 形 実
的 場 寛
佐 藤 彰 洋
津 野 澄 人
杉 山 茂
青 谷 宗 彦
小 川 綾 一
丸 田 恭 雅
宮 島 弘 江 |

(1) 審議事項

議案第 20号 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第 21号 荒川区社会教育委員の委嘱について

議案第 22号 荒川ふるさと文化館における「国際博物館の日」の観覧無料化について

(2) 報告事項

ア 新型コロナウイルス感染症に伴う学級閉鎖等の状況について

(3) その他

教育長 定刻になりましたので、ただいまから荒川区教育委員会令和4年第8回定例会を開催いたします。

初めに、出席者数の御報告を申し上げます。本日、5名全員出席でございます。議事録の署名委員は、小林委員、繁田委員、御両名にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

1月14日開催の第1回定例会の議事録につきましては、前回の定例会にて配付し、この間、皆様に御確認いただいたところでございます。本日、特に御意見等がなければ承認とさせていただきますと存じますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

教育長 それでは、承認といたします。

早速、本日の議事日程に従いまして、ただいまから議事を進めさせていただきます。本日は審議事項3件、報告事項1件となっております。

コロナ関連ということで、初めに報告事項について説明をさせていただきます。報告事項ア「新型コロナウイルス感染症に伴う学級閉鎖等の状況について」を議題といたします。資料は11ページからになってございます。佐藤学務課長、説明をお願いします。

学務課長 それでは、令和4年度新学期に入りましてからの新型コロナウイルス感染症に伴う学級閉鎖等の状況を御報告させていただきます。

今、教育長からありましたとおり、資料につきましては11ページから13ページが対象になります。

まず、学校における感染予防の基本的な考え方ですが、こちらにつきましては、昨年度から引き続き対応してございますが、マスクの着用、アルコール消毒、3密の回避など留意いたしまして、各校の状況に応じた対応をお願いしているところです。また、教室等の換気ですとか、家庭・学校での体温確認や健康チェックなども徹底して行ってございます。

新学期に入りまして学級閉鎖の基準につきましては、国の基準に沿った形で行っております。昨年度1月からの第6波のときに、国の基準をベースとして行ってきたところではあるのですが、非常に感染が拡大したという状況もございまして、そのときには、国の基準をベースにしつつも、クラスで一人感染者が出た場合には学級閉鎖をするというような少し厳しめの措置を取ってきたところですが、この4月からは元の状況に戻しまして、1クラスで複数名確認された場合、数日から5日程度の学級閉鎖をするという形で運用を行ってございます。

御手元の資料につきましては、現在、ホームページで周知しているものを添付させていただいておりますので、具体的な学年やクラス等は伏せた形で公表させていただいてござい

す。

現在、区内の小・中学校のクラス約400クラスございますが、4月19日現在で19クラスが学級閉鎖の対応を行ってございます。今日まで行っているところが資料の13ページの後半、第五峡田小学校、大門小学校、尾久八幡中学校の3クラスに加えまして、こちらは19日付なので、昨日に報告があった3クラスが学級閉鎖を行ってございますので、現在は6クラスが学級閉鎖をしているといった状況でございます。

各校からそれぞれ、都度お子様の状況の聞き取りをしまして、いつまで通学されたとか、発症日がいつであったとか、お子さんたちの行動はどうであったかといった詳細を聞き取りしながら、そういったところの判断をさせていただいているところでございます。

今後につきましても、ゴールデンウィークを控えてございますので、しっかりお子さんたちの状況、また、先生たちの状況も含めて確認しながら教育活動のサポートをしっかりとしていきたいと思っております。

簡単ですが、説明は以上になります。

教育長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

どうぞ、坂田委員。

坂田委員 学級閉鎖中の子どもたちの指導の方はどうなっていますか。

指導室長 学級閉鎖中の学習につきましては、オンラインで学びの保障というところで努めております。各学校工夫しながら行っておりますが、学期初めということで1年生につきましては、まだタブレットの操作をしていませんので、1年生については課題を保護者に取りに来ていただくなどの対応をしているということで、学校の方から報告を受けております。各学校工夫をしながらいかに学びの保障をしていくか、そして、この2年間の積み重ねが表れているかなと思っております。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。

繁田委員 一つよろしいですか。感染した方が1人出たところで学級閉鎖から、今は複数名に戻したというここですが、それぞれの保護者の反応はどんな感じですか。厳しすぎるとか、もっと厳しくとか、何かあるのですか。

学務課長 第6波のときには、非常に多くのお子さんが感染している状況が確認されておりました。その当時は御報告しますと、1月には小・中・幼合わせてですが、1月だと600人を超えるお子さん、2月ですと500人を超えるお子さん、3月ですと300人を超えるお子さんと、若干下がってはきているのですが、非常に多かった状況がございます。

そのため、どちらかというとその時期は、お一人でも学級閉鎖をしていただけたということとで安心の声も逆に聞かれました。今現状は、複数ですけれども何とか学校が始まった状況

ですので、できるだけ通って学校の教育活動をしっかり受けたいという親御さんが多い傾向があるのか、できるだけ閉めないでほしいというのが親御さんたちの御意向かなと酌んで取れますけれども、直接我々も親御さんたちの声というよりは、先生たちを經由して聞いてございますので、できるだけ学校の授業を止めないような形で、それでいて中で蔓延してしまわないようにというところで判断しているところです。

繁田委員 ありがとうございます。

教育長 そのほか、小林先生。

小林委員 感染しているお子さんがいらっしゃるということなのですが、症状については把握していらっしゃいますでしょうか。

学務課長 お子さんの症状ですけれども、このところのお子さんの症状はあまり重たくないと聞いてございます。中には無症状のお子さんもいたりですとか、御家庭で親御さんが感染したのでしばらく待機をしていた。やっぱりちょっと心配なので検査を受けたら陽性だった。だけど本人は症状が出ていないですとか、そういった傾向が強いかなと思っています。

小林委員 ありがとうございます。

教育長 長島委員。

長島委員 学級閉鎖の期間は3日間が通常ということですか。

学務課長 国の方針でいきますと、数日から5日間ということで示されておりまして、今、お子さんたちの症状が出る前、数日前からお休みになっているお子さんが非常に多いので、いったん3日間様子を見つつ、そこから教室で増えていかない状況であれば、そこでとどめております。それ以上また増えてしまうような状況があれば、数日延長するという判断もしていこうかなという状況です。

教育長 よろしいでしょうか。では、本件については以上とさせていただきます。

続きまして、審議事項に移らせていただきます。議案第20号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」についてを議題といたします。山形教育総務課長、説明をお願いします。

教育総務課長 「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。提案理由でございます。常勤職員等から会計年度任用職員になった職員に対する期末手当の取扱いを改めるためでございます。少し分かりづらい複雑な内容でございます。

まず、期末手当の支給は3月1日ですとか6月1日とか12月1日が基準日になります。その1か月前に退職した常勤職員等も基本的に同様に支給されることになっているのですが、今までの総務省のマニュアルで、「常勤職員等としては支給せず、在職期間を引き継いだ上で、会計年度任用職員として支給する」ということになっています。下の図でAのところを

見ていただくと、黄色い部分が常勤なのです。緑のところは会計年度任用職員なのですけれども、Aの人は常勤から会計年度に移っています。そうすると、基本的には緑、会計年度として支給を下さいというのが総務省のマニュアルでございました。

2番のところの課題がございますけれども、支給要件に会計年度として出すときについては、一会計年度によって、任用される期間が通算して6か月以上であることと書いてあります。そうしますと、Aの人については任用期間が6か月でないため、Aの人にとっては常勤としても出していなく会計年度になっても出せないという、こういう事例が出てまいりました、これは特別区の中でもまれではあるのですが、発生してございます。

今回につきましては、Aの人についても常勤の任用期間として期末手当を出すという改正でございます。ですので、通常ですと3月、年度末で退職をされた方については何の支障もなく支払いが出来ているのですが、年度途中のちょうど谷間の3月1日、6月1日、12月1日の1か月前の間で常勤から会計年度になった方について、改正して支給ができるような形になります。

ちなみに、荒川区においてこの規則については幼稚園教育職員ですが、幼稚園教育職員及び区の事務の職員も含めて、今まで不具合の対象になった職員については発生してございません。ただ23区では統一的に、制度の不備について見直しを図るものでございます。

少し分かりづらいのですが、このような改正でございます。以上でございます。

教育長 本件につきまして、質疑はございますでしょうか。

(「なし」との声)

教育長 特にないようであれば、質疑を終了いたします。

議案第20号につきまして、御意見はございますでしょうか。

(「なし」との声)

教育長 議案第20号について御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」との声)

教育長 異議ないものと認めます。

議案第20号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について」は原案のとおり決定となりました。

続きまして、議案第21号「荒川区社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

青谷生涯学習課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 議案第21号「荒川区社会教育委員の委嘱について」でございます。提案理由につきましては、社会教育委員について、今回6名を委嘱したいと考えてございます。内容につきましては、一つ目の表に記載の上から5名の方につきましては再任でございます。6

番目の方につきましては、新たに委嘱をしたいと考えてございます。

今回、新任である第四中学校の稲葉校長先生でございますが、こちらは学校教育関係者区分でございます。前任は小学校長会の会長で、現ひぐらし小学校の大橋校長先生でございます。こちらの学校関係者につきましては、毎回小学校、中学校の校長会の会長に順番にお願いをしているところでございます。

次に、二つ目の表でございますが、委嘱後の社会教育委員の構成となります。今回委嘱させていただきたい6名の方と、現任であります2名の先生方を合わせまして合計8名となる予定でございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

小林委員 よろしいでしょうか。瀧上先生を筆頭としましてこの3人の方々ですが、今まで荒川区の社会教育のために大変に御尽力くださって来たの方々です。3人ともお引き受けいただけるということで非常によかったと思っております。以上です。

教育長 そのほか、御質疑はございますでしょうか。

(「なし」との声)

教育長 特にないようであれば質疑を終了いたします。

議案第21号につきまして、御意見はありませんでしょうか。

(「なし」との声)

教育長 討論を終了いたします。議案第21号につきまして、原案のとおり決することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」との声)

教育長 異議ないものと認めます。議案第21号「荒川区社会教育委員の委嘱について」は原案のとおり決定いたします。

引き続き、議案第22号「荒川ふるさと文化館における『国際博物館の日』の観覧無料化について」を議題といたします。引き続き、青谷課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 議案第22号「荒川ふるさと文化館における『国際博物館の日』の観覧無料化について」提案するものでございます。観覧無料とする日は5月18日水曜日の国際博物館の日でございます。

理由でございますが、博物館の国際機関である「国際博物館会議」は、博物館が社会に果たす役割を広くアピールする日として「国際博物館の日」を提唱しており、全国の博物館が様々な記念事業の取組を行っております。

このたび、荒川区におきましても記念事業として、ふるさと文化館の観覧料無料化と、今、

委員の皆様の御手元にございます絵葉書等の粗品を先着50名様に贈呈しようと考えてございます。

また、こちらは荒川区立荒川ふるさと文化館条例で、教育委員会において必要と認めるときは無料で常設展示又は特別展示を観覧できる日を設けることができるというものから、今回御提案させていただくものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、御質疑がございましたらお願いたします。

小林委員 質問ですけれども、よろしいでしょうか。この取組ですがとても素晴らしい取組だと思っております。数年前からこの取組がされてきたと思うのですが、この当日無料化することによって観覧者の方が増えるとか、そういったことがありましたでしょうか。その点に関してお伺いできればと思っております。

生涯学習課長 明確な数字はこちらの方で集計していないのですが、受付の人に聞いたところ、この日また近くに「あらかわ家族の日」という日もございますが、無料の日には、特にいつもより多くの方が来ていただけるという話を聞いてございます。

小林委員 ありがとうございます。平日なのでこの日に設定してどうなのかなという気がしたのでお伺いさせていただきました。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。どうぞ、坂田委員。

坂田委員 この国際博物館の日というのは、従来も無料観覧にしていたのですか。

生涯学習課長 おっしゃるとおり、従来から無料にさせていただいておりました。国際博物館の日は1977年に制定されたというところで、博物館が社会に果たす役割を広く区民の皆様にもアピールするために、この日を荒川ふるさと文化館では無料としているものでございます

坂田委員 それで、今回はこれでいいと思うのですが、こういうような日については、今、(1)と(2)ですけれども、施行規則を改正して無料と固定するというか、そういうことにしてもいいのではないかと思うのです。

生涯学習課長 委員のおっしゃることもまずあるかと思えます。また、荒川ふるさと文化館で、先ほどお伝えしたとおり「あらかわ家族の日」ですとか、そういった無料の日も多々1年間の間にございますので、施行規則の改正についても、こちらの方で検討させていただければと存じます。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」との声)

教育長 それでは質疑を終了いたします。

議案第22号につきまして、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声)

教育長 議案第22号につきましては、原案のとおり決定いたします。

事務局から、その他の案件について何か連絡事項等ありますでしょうか。

教育総務課長 15ページの教育委員会の日程を御覧いただければと思います。幾つか修正がございます。

まず、5月27日につきましては、今まで小学校の視察が未定となっておりましたけれど、第二瑞光小学校の視察を頂こうかなと思ってございます。時間につきましては、まず1時から協議会をスタートさせていただきまして、授業を視察していただいて、定例会を行うような予定を考えているところでございます。

また、16ページその他の予定のところを御覧いただければと思います。前回申し上げました教育施策連絡協議会につきましては、今回、オンラインでという御案内を前回させていただきましたけれども、別紙を御覧いただければと思いますが、教育施策連絡協議会に関わる配布資料についてというのでクリップ留めで2枚ございます。本日15時から、5月31日まで記載がありますYouTubeのアカウントのところで見るができるようです。まだ始まっていないので見ておりませんが、かなりボリュームがあつて全部見ると4時間くらいと聞いてございますので、分割なりで教育委員の先生方についても御覧いただければと思います。

3点目でございます。同じように16ページの5月16日2時半から荒川区教育研究会総会・教育研究会という日程がございます。これについては指導室の方で所管してございますけれども、講演会等も予定してございますので、後ほど御案内を差し上げますが、御参加を頂ければと思っているところでございます。

予定にはないですが、昨日、あらかわ遊園がオープンになって、いろいろなところでニュース等になってございます。

また、町屋文化センターがリニューアルをして、明るく過ごしやすい環境になってございます。先日、教育長からも指示がありましたので、そういった新しい施設についても今後また日程調整をさせていただいて、御視察いただこうかなと思っているところでございます。

予定は以上でございます。

教育長 以上をもちまして、教育委員会令和4年第8回定例会を閉会といたします。

了